

令和3年度 行政監査・定期監査  
(一般会計・特別会計・企業会計)

結 果 報 告

小浜市監査委員

## 1、監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

定期監査（地方自治法第199条第4項）

## 2、監査の対象

各部・各局にそれぞれ属する一般会計、特別会計、企業会計

## 3、監査の方法

財務に関する事務が、法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 4、監査の主眼

予算に関連する事務の執行ならびに財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理事務が、地方自治法第199条第3項に規定する第2条第14項および第15項、ならびに地方財政法第4条の趣旨に則っているかについて特に注意を払い、それぞれの事務事業が経済的、効果的、合理的かつ計画的に執行されているか、また法令等に基づいて適正に処理されているかを主眼に置くとともに、前年度の決算審査やこれまでの各種監査等の結果を踏まえ実施した。

## 5、監査の実施期間

企画部 令和3年10月 8日～令和3年10月26日

総務部 令和3年10月22日～令和3年11月 9日

民生部 令和3年11月12日～令和3年11月29日

産業部（文化交流課・上下水道課）

令和3年12月 9日～令和3年12月24日

産業部（文化交流課・上下水道課除く）

令和4年 1月 6日～令和4年 1月25日

教育委員会・会計課・議会事務局・監査委員事務局

令和4年 1月26日～令和4年 2月10日

## 6、監査の結果

財務に関する事務の執行や経営にかかる事業の管理状況を検証した結果、各部局とも、事業執行ならびに予算管理が概ね適正に執行されていることを確認した。

ただし、一部について改善や検討の必要な事項について後述のとおり、意見を付す。また、監査の過程で判明した軽微な事項については、所管課長に口頭で指示し改善を促した。

## 【 総務部 】

### 総務課

期日前投票所および移動期日前投票所の運営にあたっては、積極的な啓発を行うなど、投票率の向上に努めると共に、投票環境の充実と円滑な運営に努められたい。

### 税務課

課税誤りの再発を防止するため、発生原因を分析し、具体的かつ効果的な対策を講じると共に、チェック体制の強化を図られたい。

## 【 企画部 】

### 未来創造課

ふるさと納税は貴重な財源であり、本市および本市ふるさと納税返礼品の魅力伝える効果的なPR方法を検討し、寄附額拡大に向け取り組まれたい。

### 新幹線・交通まちづくり課

小浜線利用促進の取組みは重要であり、単発的なものだけでなく、年間を通じた取組みを検討されたい。並びに小浜線を利用した観光ルートの検討においては、交通と観光を一体として考え、飲食店をはじめとする様々な業種との連携を密にすると共に、小浜線の各駅を中心とした活性化策等についても検討されたい。

## 【 民生部 】

### 子ども未来課

特定健康診査および特定保健指導の受診率が低い状況であるが、受診しやすい環境の整備や受診者のデータ分析等により、受診率の向上ならびに市民の健康増進に努められたい。

### 環境衛生課

自然環境の保全について、子どもたちが人と環境に幅広い理解を深めると共に、自ら考え行動できるように、他部署（教育関係）とも連携した取組みを進められたい。

## 【 産業部 】

### 文化交流課

杉田玄白賞の実施においては、市民への還元を意識し、研究内容が専門的にならず市民にとってわかりやすい内容であることも望まれる。そのため、さらに身近なテーマを追加するなど募集段階において検討されたい。

### 都市整備課

通学路等の危険な箇所については、早急に整備を実施し、市民の安全確保に努めていただきたい。また実施にあたっては、国等からの補助金等の活用も検討されたい。

## 【 教育委員会 】

### 教育総務課

小・中学校施設長寿命化計画に基づく整備については、学校統合計画との整合性を図り、経費の無駄や二重投資が発生することがないように、計画的に事業を進められたい。

### 生涯学習スポーツ課

ちりとてちん杯全国落語大会の入賞者や参加者との「つながり」を大切にし、入賞者等による年に数回の定期的な落語会を「旭座」を活用し開催するなど、文化の振興

にあわせて地域の活性化にもつながるような催しを検討されたい。

### 【 全部局共通 】

補助金は、公益上必要があると認められるものでなければ支出できないものであり、補助金の交付にあたっては、「補助金のあり方に関するガイドライン」（財政課作成）に基づき、要綱を定め、透明性・公平性を確保し、市民が納得できる補助金の在り方を構築し、適正に執行されたい。

新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中、施策への影響は免れないが、前例にとらわれることなく柔軟性をもって新しい生活様式に対応した業務の在り方を検討し、効果的な事業を実施されたい。

今後も市民が安心して生活できるよう、市民サービス第一を念頭に置き、不断なく努力されたい。